

山梨中銀カード規定集

株式会社山梨中央銀行

(2021年7月現在)

このたびは、山梨中央銀行をご利用いただき、まことにありがとうございます。

ご利用いただきますカードの各種サービスは、本規定集に記載された規定が適用されます。ぜひご一読くださいますようお願いいたします。

また、ご不明な点につきましては、当行本支店の窓口までお問合せください。

山梨中銀キャッシュサービス規定

第1条(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)および貯蓄預金について発行した山梨中銀キャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行、当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)、または当行所定のタブレット端末を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当行、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)、または当行所定のタブレット端末を使用して預金の払戻しをする場合。なお、法人カード(預金口座名義が法人等の場合に発行されます。)については、利用できない支払提携先があります。
- (3) 当行の支払機、または当行所定のタブレット端末を使用して、預入資金を預金口座から払戻し、同時に移し替える預金口座の通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合。
- (4) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)、または当行所定のタブレット端末を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、「振込」を依頼する場合。
- (5) 当行の預金機・支払機・振込機(以下総称する場合には「ATM」といいます。)を使用して住所・電話番号・暗証番号の変更の届出を行う場合。

ただし、住所・電話番号の変更は後記第11条の3によりお取扱いできない場合もあります。

- (6) その他当行所定の取引をする場合。

第2条(預金機による預金の預入れ)

1. 預金機を使用して預金の預入れをする場合には、預金機の画面表示の操作手順に従って、預金機に

カードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

なお、預入提携先の預金機では、カードのみご利用できます。

2. 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条(支払機による預金の払戻し)

1. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額(本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額)の範囲内とします。
3. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻金額と後記第4条の1に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条(自動機利用手数料)

1. 支払機、振込機および支払提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合(当行の場合は、当行が特に定めた時間帯に限ります。)また、預入提携先の預金機を使用して預入れる場合には、当行および各提携先所定の預金機、支払機、振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
2. 第1項の自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から各提携先に支払います。

第5条(支払機による振替入金)

1. 当行の支払機を使用して振替入金をする場合は、支払機の画面表示の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号と振替金額等を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出を受けることなく振替金額を当該預金口座から自動的に引落しのうえ振替えます。
2. 支払機による振替入金は1円単位とし、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。
なお、1日あたりの振替金額は当行所定の金額(本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額)の範囲内とします。
3. 総合口座通帳への定期預金の振替入金は一口1万円以上とします。振替入金の際は必ず通帳を持参してください。

第6条(振込機による振込)

1. 当行(または振込提携先)の振込機を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 第1項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタンまたは

キー等により「確認」操作をしてください。「確認」操作された後は、振込機よる振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に当行本支店の窓口にご相談ください。

3. 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込金額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの振込金額は当行所定の金額(お客さまが別途金額を指定した場合は、指定した金額)の範囲内とします。
4. 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼があった場合は、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。
5. 振込金額と後記第7条の振込手数料金額および前記第4条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえる場合は、その振込を行うことはできません。
6. 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および自動機利用手数料金額を通帳または「カードご利用明細票」の記載内容によりご確認ください、取引内容または残高に疑義のある場合はただちに当行本支店の窓口にお申し出ください。
7. 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条(振込手数料)

1. 振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行(振込提携先の振込機使用の場合は、その振込提携先)所定の振込手数料をいただきます。
2. 第1項の振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでの払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

第8条(届出事項等の変更等)

名称、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、ただちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

なお、住所・電話番号・暗証番号の変更の届出は、ATMの操作によって届出ることもできます。

第9条(カードの再発行等)

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、必要書類の提出、保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第10条(1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額の指定)

カードによる1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額を指定する場合は、本人から当行所定の方法により当行に届出てください。また、当行所定の金額範囲内で指定金額を引下げる届出は、当行ATMの操作によって届出ることもできます。

なお、当行所定のタブレット端末を使用しての1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額の指定はございません。

第11条(ATMを使用しての住所・電話番号・暗証番号の変更の届出)

1. ATMを使用して住所・電話番号・暗証番号の変更の届出をする場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号と変更後の住所・電話番号・暗証番号を正確に入力してください。

2. 住所・電話番号の変更については、他の預金取引があればその預金についても変更の届出がなされたものとして扱います。
3. 住所・電話番号の変更については、預金以外のご融資取引等がある場合および当該預金または他の預金取引の中で当行が確認書類の提出が必要と認める場合は、利用できません。この場合は、書面により預金口座の取引店(以下「取引店」といいます。)にお届けください。

第12条(代理人による預金の預入れ、払戻しおよびデビットカード取引等)

1. 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ、払戻し、振替、振込およびデビットカード取引の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
なお、法人の場合には代理人のためのカードは発行しません。
2. 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。ただし、振込内容確認画面から依頼人名の変更が可能です。
3. 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

第13条(ATM故障時等の取扱い)

1. 停電、故障等により預金機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、このお取扱いはいたしません。
2. 停電、故障等により支払機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
3. 第2項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、名称、金額等所要事項を記入のうえカードとともに提出してください。なお、この際には本人である旨の確認資料の提出をお願いする場合があります。
4. 停電、故障等により振込機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第2項および第3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、このお取扱いはいたしません。

第14条(カードによる預入れ・払戻し等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振替資金、振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。)、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行のATMおよび通帳記帳繰越機で使用されたとき、または当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。窓口でカードにより取扱った場合およびデビットカード取引をした場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料および振込手数料金額は、各々通帳に記入します。

また、預入提携先の預金機で預入れした場合は、預入した金額と自動機利用手数料金額は各々別行に、通帳に記入します。

第15条(カード・暗証番号の管理等)

1. 当行は、支払機、振込機、または当行所定のタブレット端末の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に発行したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払出しを行います。
2. カードを、当行所定の端末を通して本人確認手段として利用する場合は、当行所定の操作手順に従

って当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証番号を入力してください。当行は当行所定の端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認することにより本人確認を行うものとします。

3. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日や電話番号等、他人に推測されやすい番号を指定することはできません。なお、暗証番号は他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
4. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第16条(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第17条(盗難カードによる払戻し等)

1. 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 第1項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- ② 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - ③ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第18条(預金機、支払機、振込機、タブレット端末の誤操作等)

預金機、支払機、振込機、または当行所定のタブレット端末の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、各提携先の預金機、支払機、振込機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

第19条(解約、カードの利用停止等)

1. 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも 同様に返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りします。この場合、当行からの請求がありしだい、ただちにカードを取引店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止します。
 - (1) 第20条に定める規定に違反した場合
 - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
この停止の解除を求める場合は、取引店に届出の印章およびカードを持参のうえ申し出てください。窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。この場合、当行は相当の期間をおき、必要書類の提出、保証人を求めることがあります。

第20条(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第21条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、および振込規定により取扱います。

なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、振込提携先の振込規定により取扱います。

第22条(規定の改定)

1. この規定の各条項は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上

山梨中銀ICキャッシュカード特約

第1条(特約の提供範囲等)

1. この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、山梨中銀キャッシュサービス規定(以下、「カード規定」といいます。))の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカード規定が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定の定義に従います。

第2条(ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行ATM、提携先の預金機、支払機、振込機(以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。))を利用する場合に、提供されます。

第3条(ICキャッシュカードの利用)

カード規定第1条に定める各提携先のうち、提携先の都合により一部の預金機、支払機、振込機においてICキャッシュカードの利用ができない場合があります。この場合、当該預金機、支払機、振込機ではカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

第4条(振込カード機能)

1. 当行のICキャッシュカード対応ATM等において振込を実施した場合には、ICキャッシュカード対応ATM等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報(以下、「振込情報」といいます。))を、当行所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
2. ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合は復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行する場合には新しいICキャッシュカードに当該振込情報は引き継がれません。

第5条(ICキャッシュカードの利用手数料)

1. カードの盗難、紛失等でICキャッシュカードを再発行する場合は、カード規定にしたがって取扱い、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第6条(ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

第7条(ICチップ読取不能時の取扱い等)

1. ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申出てください。
2. ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読取ることができなくなることにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

第8条(この特約の変更等)

1. この特約の各条項は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるも

のとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. また、適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上

山梨中銀ICキャッシュカード生体認証特約

ICチップへの生体認証情報の登録が可能である当行所定の各種ICキャッシュカード(以下、「生体認証機能付ICキャッシュカード」といいます。)のご利用に際しては、この特約を適用します。なお、この特約は、特段の定めのない限り、山梨中銀キャッシュサービス規定、山梨中銀ICキャッシュカード特約(以下、総称して「各種カード規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。

また、この特約において使用される語句はこの特約において定義されるもののほかは各種カード規定および別途申し込まれた各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含みます)の定義に従います。

第1条(生体認証)

1. 生体認証とは、本人の手のひら静脈のパターン情報(以下「手のひら静脈認証情報」といいます。)を用いる当行所定の認証方法のことをいい、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用します。
2. 生体認証情報登録済みICキャッシュカードとは、ICチップ内に本人の手のひら静脈認証情報を登録した生体認証機能付ICキャッシュカードのことをいいます。
3. 「生体認証情報の照合」とは、生体認証情報登録済みICキャッシュカードが使用された場合に、当該カードに登録された手のひら静脈認証情報と本人の手のひら静脈認証情報とを当行所定の方法(当行提携先の支払機、振込機を利用する場合を含みます。)で照合することをいいます。

第2条(手のひら静脈認証情報等の登録等)

1. 生体認証機能付ICキャッシュカードは、当行所定の方法で発行を受けた後、当行所定の方法で、生体認証機能付ICキャッシュカード上のICチップに本人(法人の場合は代表者)の手のひら静脈認証情報を登録することにより、生体認証による取引が可能となります。なお、登録の際、本人確認のため本人確認資料その他当行所定の書類を提出していただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は手のひら静脈認証情報の登録をお断りすることがあります。
2. 手のひら静脈認証情報の変更、削除を行う場合は、書面または当行所定の方法によって当行に届出てください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
3. 生体認証機能付ICキャッシュカードは、手のひら静脈認証情報を登録しない場合、ICキャッシュカードとして利用できるものとします。

第3条(生体認証情報登録済みICキャッシュカードの利用・生体認証情報の照合等)

1. 生体認証情報登録済みICキャッシュカードは、当行所定のATM、および支払提携先の支払機、振込提携先の振込機にて利用できます。
2. 生体認証情報登録済みICキャッシュカードにより、当行所定のATMを利用して払戻し、貸越、振込、暗証番号の変更その他当行が定めた取引(以下「払戻し等」といいます。)を行う場合は、生体認証情報登録済みICキャッシュカードの暗証番号の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで、払戻し等を取扱います。

当行提携先の支払機、振込機のうち、当行と同一の生体認証情報の照合が可能な支払機、振込機を利用して、払戻し、貸越、振込を行う場合も生体認証情報登録済みICキャッシュカードの暗証番号の

入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで取扱います。

3. 前項に基づく払戻し等についての1日あたりの限度額は、それ以外の方法による払戻し等とは別に、当行が定めるものとします。

第4条(生体認証機能付ICキャッシュカードの再発行時の手続き)

生体認証登録済みICキャッシュカードの喪失等により新たな生体認証機能付ICキャッシュカードの発行を受けた場合は、すみやかに新しい生体認証機能付ICキャッシュカードに第2条により手のひら静脈認証情報の登録を行ってください。新しい生体認証機能付ICキャッシュカードは、この登録が終了するまでの間は、生体認証による取引は利用できません。

第5条(障害時の取扱い)

1. 生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証情報登録済みICキャッシュカードを利用した生体認証対象口座の払戻し等を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当行は責任を負わないものとします。

なお、提携先所定の機器に障害が生じた場合の提携先の責任についても同様とします。

2. 当行所定の回数以上、生体認証情報の照合によりその同一性を確認できなかった場合には、当該生体認証情報登録済みICキャッシュカードを利用して前記第3条第2項に定める払戻し等はできなくなります。

第6条(代理人によるカードの利用)

1. 当行が認めた場合には、本人は生体認証機能付ICキャッシュカードによる払戻し等につき代理人を届け出ることができます。
2. 前項の場合、代理人は本人が同席のうえ、代理人の生体認証機能付ICキャッシュカードのICチップに、代理人の手のひら静脈認証情報の登録が必要です。その他の手続きについては前記第2条の規定に準じるものとします。
3. 本人が生体認証機能付ICキャッシュカードを利用している場合、代理人に対して発行するカードは生体認証機能付ICキャッシュカードに限るものとします。
4. 代理人による生体認証情報登録済みICキャッシュカードたる代理人カードの利用等についても、この特約を適用します。

第7条(個人情報等)

1. 本人および代理人は、当行が、生体認証情報登録済みICキャッシュカードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。

- (1) 本人および代理人の手のひら静脈認証情報を、生体認証機能付ICキャッシュカードの、ICチップ内に記録、保管すること。

なお、手のひら静脈認証情報は、ICチップ内に保管し当行は情報を保有しません。

- (2) 本人および代理人の申し出により、

- ① 生体認証機能付ICキャッシュカードのICチップ内に、手のひら静脈認証情報を登録するとき
- ② 手のひら静脈認証情報の変更・削除をするとき
- ③ 生体認証機能付ICキャッシュカードの利用を取りやめるときに、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。

- (3) 本人および代理人が、生体認証情報登録済みICキャッシュカードを用いて払戻し等を行うとき

に、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。

2. 生体認証情報登録済みICキャッシュカードのICチップ内には、手のひら静脈認証情報が暗号化された状態で記録、保管されていますので、カードは大切に保管してください。

第8条(特約の解約)

生体認証情報登録済みICキャッシュカードの利用を取りやめる場合には、本人が、生体認証情報登録済みICキャッシュカードを返却するとともに当行所定の届出を当店に提出するものとします。

当行所定の解約手続きが完了した時をもって、この特約は終了するものとします。

第9条(この特約の変更等)

1. この特約の各条項は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上

山梨中銀デビットカードサービス取引規定

第1章 デビットカード取引

第1条(適用範囲)

次の(1)から(3)のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、山梨中銀デビットカード(当行が山梨中銀キャッシュサービス規定にもとづいて発行する普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)について発行した「山梨中銀キャッシュカード」(代理人カードおよび法人カードを含みます。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(以下、「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条(利用方法等)

1. カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
2. 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
3. 次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
 - (1) 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - (2) 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - (3) 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
4. 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

- (1) 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - (2) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - (3) カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
5. 当行がデビットカード取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。
 6. カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条(デビットカード取引契約等)

1. 前記第2条の1.により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。
2. 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - (1) 当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - (2) 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下「譲受人」といいます。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
3. 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

第4条(預金の復元等)

1. デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
2. 前記1.にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
3. 前記1.または2.において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
4. デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカー

ドの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、前記1. から3. に準じて取扱うものとします。

第5条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については山梨中銀キャッシュサービス規定により取り扱います。

第2章 キャッシュアウト取引

第1条(適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「C0加盟店」といいます。)に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下本章において「売買取引」といいます。)および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引(以下「キャッシュアウト取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」といいます。)を預金口座から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(以下「C0デビット取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- (1) 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構にC0直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のC0直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「C0直接加盟店」といいます。)であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当行が承諾したもの
- (2) 規約を承認のうえ、C0直接加盟店と規約所定のC0間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当行が承諾したもの
- (3) 規約を承認のうえ機構にC0任意組合として登録され加盟店銀行とC0直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当行が承諾したもの

第2条(利用方法等)

1. カードをC0デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC0加盟店にカードを引き渡したうえC0加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(C0加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
2. 次の場合には、C0デビット取引を行なうことはできません。
 - (1) 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - (2) 1回あたりのカードの利用金額が、C0加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
3. 次の場合には、カードをC0デビット取引に利用することはできません。
 - (1) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - (2) 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - (3) カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
 - (4) そのC0加盟店においてC0デビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - (5) C0デビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

4. 購入する商品または提供を受ける役務等が、C0加盟店がC0デビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、C0デビット取引を行うことはできません。
5. C0加盟店においてC0加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、C0加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
6. 当行がC0デビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、C0デビット取引を行なうことはできません。
7. C0加盟店によって、C0デビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

第3条(C0デビット取引契約等)

1. 前条の1.により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「C0デビット取引契約」といいます。)が成立するものとします。
2. 前項によりC0デビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - (1) 当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - (2) C0加盟店銀行、C0直接加盟店またはC0任意組合その他の機構所定の者(以下「譲受人」といいます。)に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
3. 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してC0加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

第4条(預金の復元等)

1. C0デビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、C0デビット契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてC0デビット取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、C0加盟店以外の第三者(C0加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
2. 前項にかかわらず、C0デビット取引を行なったC0加盟店にカードおよびC0加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をC0加盟店経由で請求し、C0加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をC0デビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。C0加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC0加盟店にカードを引き渡したうえでC0加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、C0デビット取引契約の解消は、1回のC0デビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません(売買

取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるC0デビット取引契約を解消することもできません)。

3. 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、C0加盟店との間で解決してください。
4. 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびC0デビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、C0加盟店との間で精算をしてください。
5. C0デビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためC0デビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

第5条(不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なC0デビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額および手数料)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

第6条(C0デビット取引に係る情報の提供)

C0加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、C0デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、C0デビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、C0デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

第7条(カード規定の読替)

カードをC0デビット取引に利用する場合における山梨中銀キャッシュサービス規定の適用については、同規定第12条中「代理人による預金の預入れ、払戻しおよびデビットカード取引等」とあるのは「代理人による預金の預入れ、払戻し、振替、振込およびC0デビット取引等」と、同規定第12条第1項中「預金の預入れ、払戻し、振替、振込およびデビットカード取引の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ、払戻し、振替、振込およびC0デビット取引をする場合」と、同規定第14条中「デビットカード取引をした場合」とあるのは「C0デビット取引をした場合」と、同規定第15条中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払出し」とあるのは「引落し」と、同規定第18条中「預金機、支払機、振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

第1条(適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」といいます。)に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。)の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うもの

とします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務(以下「補償債務」といいます。)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

第2条(準用規定等)

1. カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
2. 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
3. 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第4章 規定の変更

第1条(規定の変更)

当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、その規定を変更できるものとします。

以上

ローンカード規定

第1条(ローンカードの利用)

ローンカードは、銀行および銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払事務を提携した金融機関(以下「提携金融機関」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して貸越口座から当座貸越借入金の払出しをする場合(以下「払出し」といいます。)、および銀行の支払機または銀行の本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。

第2条(利用手数料)

1. 銀行の支払機を使用して払出しをする場合は、銀行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料を支払っていただきます。
2. 提携金融機関の支払機を使用して払出しをする場合は、その提携金融機関が利用手数料を定めるときは、提携金融機関に対して支払っていただきます。
3. 銀行は、上記1.および2.の利用手数料を支払機利用日付をもって、通帳および払戻請求書なしで指定預金口座から自動的に引落とします。なお、提携金融機関の利用手数料は、銀行から提携金融機関に支払います。

第3条(支払機による払出し)

1. 支払機を使用して払出しをするときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力して操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による払出しの金額単位および1回あたりの払出し金額の範囲は、支払機の機種により銀行(提携金融機関の支払機を使用する場合はその提携金融機関)が定めたものとします。
3. 支払機を使用して払出しをする場合、指定預金口座が残高不足のため銀行または提携金融機関の定める利用手数料の引落しができない場合には、払出し金額が貸越極度額の範囲内であっても、払出しはできないものとします。

第4条(支払機による返済)

1. 支払機を使用して随時の返済をするときは、支払機にローンカードと現金を挿入して操作してください。
2. 支払機による随時の返済は、支払機の機種により銀行が定めた金額単位および金額の範囲内とします。

第5条(ローンカードの紛失、届出事項の変更など)

1. ローンカードを紛失したとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によりローンカード発行店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第6条(暗証番号照合等)

銀行の支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払出しをした場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携

金融機関の支払機による場合も、銀行および提携金融機関の責任については同様とします。

第7条(解約等)

1. カードローン契約を解約または終了する場合には、直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりします。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。

第8条(譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第9条(ローンカード発行手数料)

ローンカードの再発行にあたっては、銀行の定める発行手数料をお支払いいただきます。

第10条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書(当座貸越契約書)の各条項、総合口座取引規定、普通預金規定および山梨中銀キャッシュサービス規定(第16条、第17条は除きます。)により取扱います。

以上

山梨中銀Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

第1条(適用範囲)

1. 「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)、若しくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます。)に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード(当行がキャッシュサービス規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。)のキャッシュカード。)(以下「カード」といいます。)を提示して、第3条の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
2. 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金契約を締結した法人、地方公共団体および個人をいいます。
3. 本サービスは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者に限り利用することができます。
4. なお、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

第2条(利用方法等)

1. 本サービスを利用するとき、預金者は取扱窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)の画面表示等の操作手順に従い、自らのカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読取らせ、第三者(収納機関の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要事項を自ら入力して下さい。
2. 本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
3. 以下の(1)～(3)に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - (1) 停電・故障等により、端末機による取扱いができない場合
 - (2) 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - (3) 本規定に反して利用された場合
4. 以下の(1)(2)に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。
 - (1) 当行所定の回数を越えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - (2) カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

第3条(預金口座振替契約等)

1. 第2条の1.により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立すると共に、預金者・当行間で次の契約(以下「預金口座振替契約」といいます。)が成立するものとします。
 - (1) 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。

- (2) 当行は、普通預金規定に拘らず、預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、上記(1)の引落しを行います。
 - (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。))を利用できる範囲内の金額を含みます。)を越えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を越える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
 - (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。
2. 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認すると共に、上記1.により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書(以下「確認書」といいます。)の内容を確認するものとし、確認書が、自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問合せ先に連絡して下さい。
 3. 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間に亘り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

第4条(本サービスの機能を停止する場合)

1. 本サービスを利用する機能は当行所定の方法により、当行本支店へ申し出ることにより停止することができます。当行はこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
2. なお、上記1.による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については第3条の3.によらない限り、その終了・解除はなされません。

第5条(免責事項)

1. 次の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - (2) 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも拘らず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
2. 当行がカードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が発行したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をした上は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。但し、この口座振替契約受付が偽造カードによるものであり、カード及び暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。
3. 本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

第6条(規定の変更)

この規定の各条項について、金融情勢その他諸般の状況の変化その相当の事由があると認められる場合には、予め変更の内容及び取扱いの期日を店頭表示その他相当の方法で公表し、その期日の到来と共に変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただく場合があります。

第7条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、山梨中銀キャッシュサービス規定、普通預金規定、総合口座取引規定等により取扱います。

以上